

第12号様式(第27条)

(表)

| 第<br>号      | 身<br>分<br>証<br>明<br>書 | 所属名<br>職<br>名<br>氏<br>名 | 年<br>月<br>日生 |
|-------------|-----------------------|-------------------------|--------------|
| 年<br>月<br>日 | 横浜市長                  | 印                       |              |

(縦6センチメートル、横8センチメートル)

(裏)

横浜市開発事業の調整等に関する条例(抜粋)

(報告等の徴収及び立入検査)

第40条 市長は、前2条の規定による権限を行うため必要があると認めるときは、開発事業者又は工事請負人から開発事業に関する工事の状況等について必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして開発事業区域内に立ち入らせ、当該工事の状況等を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。